

尼崎市職員等からの公益通報の処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の趣旨を踏まえ、国の公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（令和4年6月1日関係省庁申合せ）に倣い、職員等からの公益通報が迅速かつ公正に取り扱われる仕組みを構築することにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政運営上における法令等の違反行為の未然防止、是正等を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保し、適法かつ公正な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち嘱託員をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 職員
 - イ 本市から業務の実施の委託を受けた個人及び委託を受けた法人その他の団体の役員並びに当該委託を受けた業務に従事している者
 - ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び当該指定管理者の指定に係る業務に従事している者
 - エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき本市の業務に従事している者
 - オ 公益通報のあった日前1年以内にアからエまでに掲げる者であった者
- (3) 法令等 法令、条例、規則等をいう。
- (4) 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的（以下「不正の目的」という。）でなく、本市の市政運営において通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。
- (5) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。
- (6) 通報対象事実 本市の市政運営上の事実で次に掲げるものをいう。

ア 法令等に違反する事実

イ 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

(7) 従事者 公益通報対応業務を行う者であり、かつ当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者をいう。

(公益通報対応業務の責任者及び従事者)

第3条 職員等からの公益通報に対応する仕組みを整備し、この要綱の規定による事項を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務局長をもって充てる。

2 通報対応責任者は、従事者をあらかじめ指定し、従事者の地位に就くことが当該従事者自身に明らかとなる方法により伝達する。

3 公益通報に係る事案で自己が関与するものを処理する場合は、従事者の地位に就くことはできない。

(公益通報相談員)

第4条 職員等からの公益通報を受け付け、また、職員等からの公益通報に関連する質問や相談に対応するため、内部相談員及び外部相談員（以下「公益通報相談員」という。）を置く。

2 内部相談員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

3 外部相談員は、弁護士の資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 通報対応責任者は、外部相談員が職員等からの公益通報を受け付けるに当たり、公益通報者を特定させる事項を伝達される場合には、外部相談員を従事者として指定する。

5 通報対応責任者は、前項の規定により指定する従事者に対し、従事者の地位に就いた旨を通知する。

(委員会の組織等)

第5条 この要綱の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 副市長

(2) 総務局長

(3) 消防局長

(4) 公営企業管理者

(5) 教育次長

3 委員長は、尼崎市副市長事務分担規程（平成31年尼崎市訓令第3号）第2条第1項第1号に規定する事務を担当する副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 5 副委員長は、第3項に規定する副市長以外の副市長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 市長は、第2項第6号に規定する教育次長が2人以上の場合は、そのうち1人を委員として指名する。
- 8 委員会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第10条第1項に規定する調査に関すること。
- (2) 第11条第1項に規定する提言に関すること。
- (3) 第14条第2項に規定する勧告に関すること。
- (4) その他公益通報の処理に関すること。

(会議の招集等)

第7条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、公益通報に係る事案で自己が関与するものを処理する場合は、会議に出席することができない。ただし、当該委員以外の出席した委員の過半数の同意があったときは、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 公益通報相談員が公益通報を受理したときは、当該公益通報相談員は、当該公益通報に係る事案を処理する委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(公益通報の方法)

第8条 職員等は、内部相談員又は外部相談員に対し、公益通報である旨を明示したうえでこれを行わなければならない。

- 2 職員等は、公益通報を行うときは、具体的な事実に基づき、誠実にこれを行うよう努めなければならない。
- 3 公益通報は、匿名で行うことができる。

(公益通報の受付・受理等)

第9条 公益通報相談員は、職員等から公益通報を意図した通報を受けたときは、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、通報の受付を拒んではない。

ただし、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な

感情による通報についてはこの限りではない。

- 2 公益通報相談員は、職員等から公益通報を意図した通報を受けたときは、当該職員等の秘密の保持に配慮しつつ、当該公益通報者への聴き取り等によって当該通報の趣旨を具体的に把握するとともに、当該通報が専ら不正の目的によるものでない限り当該職員等に対する不利益な取扱いがないこと及び当該職員等の秘密が保持されることを、当該職員等に対し説明するよう努めなければならない。
- 3 公益通報相談員は、前項の規定による通報の趣旨の把握により、当該通報が公益通報に該当しないと認めるときは、これを公益通報として受理しないことができる。
- 4 公益通報相談員は、職員等による通報を公益通報として受理したときにあつては受理した旨を、公益通報として受理しないときにあつては受理しない旨及びその理由を、当該職員等に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 5 公益通報相談員は、職員等から公益通報を意図した通報を受けたときは、直ちに当該通報の概要及び当該通報に係る公益通報としての受理又は不受理の判断結果を、書面により委員会に報告しなければならない。ただし、当該通報を行った職員等の氏名その他当該職員等を識別することができる情報は、当該職員等の申出があつたときは、当該報告の内容に含めないものとする。

(調査の実施等)

- 第10条 委員会は、前条第4項の規定による公益通報として受理する旨の報告があつたときは、直ちに当該公益通報に係る事案の調査の必要性を検討しなければならない。この場合において、当該調査が必要であると決定したときは、職員を指名したうえで、当該職員の任命権者に対し、当該職員をして調査を行わせる旨の職務命令を発するよう求めることができる。
- 2 委員会は、前項後段の規定による調査（以下「事実調査」という。）を行う場合にあつてはその旨及び事実調査の着手の時期を、事実調査を行わない場合にあつてはその旨及びその理由を、遅滞なく、公益通報者に対し、その公益通報を受理した公益通報相談員を経由して通知しなければならない。
 - 3 第1項後段に規定する任命権者から事実調査を命じられた職員（以下「調査員」という。）は、当該事実調査に係る事案の公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で事実調査を行わなければならない。
 - 4 職員等は、調査員から公益通報に係る事案の事実調査に協力を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 5 委員会は、公益通報に係る利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、事実調査の進捗状況について、公益通報者に対し、その公

益通報を受理した公益通報相談員を経由して、適宜通知しなければならない。

- 6 市長、副市長、総務局長が関与する法令等違反が明らかになった場合は、この要綱によらず第三者機関等により調査を行う。

(是正措置等の提言等)

第11条 委員会は、事実調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが明らかになったときは、通報対象事実の是正又は通報対象事実の発生阻止のために必要な措置、当該通報対象事実の再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずべき旨を、当該公益通報に係る事案を所管する任命権者（以下「所管任命権者」という。）に提言するものとする。

- 2 所管任命権者は、前項の規定による提言を受けたときは、これを尊重し、速やかに是正措置等を講ずるとともに、その具体的内容を委員会に報告しなければならない。

- 3 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る是正措置等の具体的内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、その公益通報を受理した公益通報相談員を経由して通知しなければならない。

(是正措置等の検証等)

第12条 所管任命権者は、前条第2項の規定により是正措置等を講じた後において、当該是正措置等が機能しているか否かを適宜確認し、必要があると認めるときは、更に適切な措置を講じなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により所管任命権者が適切な措置を講じた場合について準用する。

(公益通報者の保護等)

第13条 公益通報者は、公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- 2 公益通報者の任命権者は、公益通報を行ったことを理由として、当該公益通報者に対して懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 職員を管理する職にある者は、公益通報者が公益通報を行ったことによりその所属する職場の執務環境に支障が生ずることのないよう、所属職員に対して適切に指導監督しなければならない。
- 4 公益通報者を特定させる事項は、正当な理由がない限り、通報対応責任者、委員会の委員、従事者、外部相談員の範囲を超えて共有してはならない。
- 5 職員等は、公益通報者や公益通報に係る利害関係人等の探索をしてはならない。
- 6 この要綱による公益通報の処理に関する事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務により知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 同条第1項から第6項の規定に違反した者に対して行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

(不利益取扱いの救済)

第14条 公益通報者は、公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたと認めるときは、その旨を委員会に申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出があった場合において、公益通報者が公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けたと認められるときは、公益通報者の任命権者その他当該不利益な取扱いを是正する権限を有する者に、当該不利益な取扱いの是正を勧告するものとする。

(匿名の公益通報者に対する取扱い)

第15条 第8条第3項、第9条第2項及び第5項並びに第10条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、匿名による通報についても、公益通報者の連絡先が分からない場合を除いて、実名による通報と同様の取り扱いを行う。

(職員への周知)

第16条 市長その他の任命権者は、職員に対する研修の実施その他の方法により、この要綱に基づく公益通報の処理の制度及び運用状況に関する情報について、公益通報者や利害関係人等の秘密、信用、名誉、プライバシー等に支障のない範囲で周知を図るものとする。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

危機管理安全局企画管理課長
企画財政局企画管理課長
地域協働局企画管理課長
総務局企画管理課長
福祉局企画管理課長
保健局企画管理課長
こども青少年局企画管理課長
経済環境局企画管理課長
都市整備局企画管理課長
公営企業局企画管理課長
消防局企画管理課長
教育委員会事務局企画管理課長
総務局コンプライアンス推進課長